

後期高齢者医療制度のお知らせ

問合せ先 市国保医療助成課

7月に新しい保険証・減額認定証を送付します

有効期限は平成29年7月31日(月)

現在使用中の保険証と減額認定証は、7月31日(日)で有効期限を迎え、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証などを送付しますので、8月からは新しい保険証などを使用してください。万が一、紛失したときや汚れたときは、再交付の手続きをしてください。



新しい保険証
色は水色です



新しい減額認定証
色は黄緑色です

減額認定証の交付対象になる方は

減額認定証の交付対象になる方は、次の区分ⅠまたはⅡに該当する方です。入院などで医療費が高額になる場合、減額認定証を医療機関の窓口で提示することで、一部負担金の支払いが区分ごとの自己負担限度額までとなります。区分ⅠまたはⅡに該当する方で、新たに必要となる方は、申請が必要です。

区分Ⅰ	世帯全員が平成28年度市・道民税非課税で、次のいずれかに該当する方 ●世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、世帯全員の年金受給額が、それぞれ80万円以下) ●老齢福祉年金を受給している
区分Ⅱ	世帯全員が平成28年度市・道民税非課税の方

※これまで対象だった方が非対象者になる場合は、申請は必要ありません。

保険料の支払い方法

保険料の支払いは、年金からの引き落とし(特別徴収)と口座振替のどちらかを選ぶことができます。口座振替を希望される方は、手続きが必要になります。

手続きに必要なもの

- 本人の保険証
- 口座振替する口座の預金通帳
- 印鑑(届出印)

手続きができる場所

- 市国保医療助成課
- 北村・栗沢支所保健福祉課
- 幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター

支払方法によって、税の申告における社会保険料控除の対象が変わります

- 年金からの引き落とし(特別徴収)では
ご本人が社会保険料控除の対象になります。
- 口座振替では
その保険料を支払った方が社会保険料控除の対象になります。
※ご本人と生計を一にする親族に限ります。

医療費通知書を全受診者へ送付します

これまでは希望する方へ医療費の通知書を送付していましたが、平成28年9月送付分より、平成28年1月から6月の間に医療機関などを受診された全ての方に送付します。この通知書は医療費の内訳をお知らせするので、これを受け取った後に医療費の申請などをする必要はありません。

なお、この通知書は確定申告時に、医療費控除の領収書の代わりにすることはできません。

車いす利用者向け人間ドックのお知らせ

今年度から、後期高齢者医療加入者で車いすを利用している方も、人間ドックを受診できます。希望される方はお問い合わせください。

実施医療機関 北海道中央労災病院(4東16) 料金 5,000円